

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例等の一部改正について

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例等の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例等の一部を改正する  
条例

（藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正）

第1条 藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例（昭和63年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由により、使用することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用料を還付する必要があると教育委員会が認めたとき。

（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市図書館に関する条例（昭和61年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由により、使用することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用料を還付する必要があると教育委員会が認

めたとき。

(藤沢市秩父宮記念体育館条例の一部改正)

第3条 藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「指定管理者」を「施設等を使用する日までに、指定管理者」に改め、「次の各号に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める時にその」を削り、同項各号を削る。

第16条第1号中「取消し」の次に「並びに団体登録」を加える。

(藤沢市スポーツ広場条例の一部改正)

第4条 藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「当該許可を受けた時に」を「施設を使用する日までに」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定による第16条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例第6条の規定にかかわらず、令和7年4月1日以前の照明設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の藤沢市図書館に関する条例第10条の規定にかかわらず、令和7年4月1日以前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の藤沢市秩父宮記念体育館条例第6条第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日以前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 5 藤沢市秩父宮記念体育館条例第15条に規定する指定管理者は、令和7年4月1日以前においても、同日以後の施設等の使用の許可の準備として必要と認められる範囲において、同条例第4条第2項の規定による団体登録を行うことができる。

- 6 第4条の規定による改正後の藤沢市スポーツ広場条例第7条第1項の規定にかかわらず、令和7年4月1日以前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、公共施設予約システムの更新に伴い、施設等の使用料又は利用料金の徴収及び還付等の取扱いを変更し、秩父宮記念体育館の施設等の使用のための団体登録に係る業務を指定管理者が行うこととするため、所要の改正をする必要による。